

伊東市学習支援事業仕様書

1 事業名

伊東市学習支援事業

2 事業実施の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法第7条第2項（平成25年法律第105号）に基づき伊東市内に居住する生活困窮者の子どもの自立促進を図ることを目的として、伊東市（以下「市」という。）が実施する学習支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 支援対象者の要件

支援対象者は、市内に居住する小学5年生、小学6年生、中学生、高校生及びその保護者等で、次の条件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 就学援助制度を利用している世帯の者
- (2) 児童扶養手当が全部支給されている世帯の者
- (3) 福祉事務所、自立相談支援機関又は学習支援事業受託者などから構成する支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）において、本事業の対象とした者
- (4) その他市長が特に支援が必要と判断した世帯の者

5 定員

本事業により支援を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）の定員は30人とする。ただし、事業実施に際し定員を超えた場合又は定員に満たなかった場合は、市と受託者が協議し、実施可能な定員を決定するものとする。

6 支援候補者の選定

本事業の対象となる支援候補者は、次の各号に掲げる世帯の小学5年生、小学6年生、中学生、高校生とし、当該各号に記載した者（以下「担当者」という。）が選定するものとする。

- (1) 就学援助制度を利用している世帯
生活保護のケースワーカー又は学校関係者
- (2) 児童扶養手当が全部支給されている世帯
子育て支援課担当者
- (3) 支援調整会議において、本事業の対象とした世帯

対象となる支援候補者を支援調整会議に諮った担当者

(4) その他市長が特に支援が必要と判断した世帯

上記(1)、(2)及び(3)に該当しないが、特に支援が必要と判断し、候補者を選定した担当者

7 支援対象者の決定

前項により選定された候補者は、支援調整会議に諮り、合議により支援対象者の可否を決定する。この場合において当該候補者の選定を行った担当者も会議に参加するものとする。

8 参加の呼びかけ

前項により支援対象者と決定された場合、受託者は、あらかじめ担当者の意見を聴取した上、当該支援対象者及び保護者への面接を実施し、事業説明及び事業への参加について積極的に呼びかけるものとする。

9 支援期間

支援対象者の支援期間は、それぞれ対象となる者の状況に応じ、個々に設定する。

10 業務内容

受託者は第2項の事業実施の目的に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学習支援員による支援

学習支援員は、支援対象者への家庭訪問又は教室や居場所等での面接により、支援対象者に次の支援を行う。

ア 支援対象者の日常生活習慣の形成や社会性の育成に関すること

イ 支援対象者の体験活動への参加に関すること

ウ 支援対象者の進路選択に関すること

エ 支援対象者の引きこもりや不登校など、本人及び保護者が直面している問題に関すること

オ 保護者に対する本人の養育に必要な知識や自立相談支援事業などの情報提供に関すること

カ その他支援対象者の健全育成に関すること

(2) 教室における学習支援

学習支援員は、教室を次のとおり運営する。

ア 執行体制

受託者は、学習支援員を1人以上教室に常駐させるものとする。なお、教室の運営に当たってはボランティア等の活用を積極的に図り、その確保に努めるものとする。

イ 支援内容

- (ア) 支援対象者が安心して参加し、相互に交流できる居場所の提供
- (イ) 学力向上、進学等を目的とした支援対象者への学習指導
- (ウ) 学習指導のための資料や教材の作成
- (エ) 自宅から教室への移動が困難な支援対象者に対する送迎

ウ 実施時間・回数

教室における学習支援等は、原則として週2日、1日2時間程度行うものとする。なお、支援の状況により日曜日、祝日、年末年始も実施できるものとする。

また、高校等入試の、概ね2か月前からは、入試等を考慮し開催するものとする。

(3) 支援調整会議への参画

受託者は、支援調整会議に参画する。

(4) 学校関係機関等との連携

受託者は、(1)及び(2)の実施に当たって、支援対象者の学習状況や生活態度について適宜、支援対象者の属する学校関係機関と情報交換する。

(5) 福祉事務所その他の関係機関との連携

受託者は、支援対象者の情報について福祉事務所その他関係機関と連携するものとする。

(6) 教室の設置

市内に教室を1か所以上設置する。

設置箇所等については、支援対象者の学習環境及び通学利便性に配慮するものとし、市と協議を行った上で決定する。

(7) 業務場所

本事業は、原則として教室並びに支援対象者の居宅、居所及び福祉事務所において行う。

(8) 職員の配置

受託者は、事業実施のため次の職員を配置するものとする。

ア 統括責任者 1人（学習支援員と兼務できる。）

イ 学習支援員 2人（常勤1人を含む。）

ウ その他 必要に応じ、学習支援員を補佐する学習指導員を設ける。

統括責任者は事業全体を把握し、市との調整窓口となる。また、学習支援事業を実施する学習支援員は、令和7年8月31日現在、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 社会福祉法（昭和26年法第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者

(イ) 教員免許若しくは社会教育主事の資格を有する者又は教育関連事業における職務経験を2年以上有する者で市長が認めた者

(ウ) 上記(ア)又は(イ)と同等以上の能力を有していると市長が認めた者

(9) 教室への送迎について

受託者は、教室への移動が困難な支援対象者の送迎のため、送迎用車両を1台以上確保する。

1.1 受託者の要件

受託者は、事業を適切、公正、中立かつ効率的にできるものであって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市が適当と認める法人であるものとする。

1.2 関係書類の提出

受託者は、本事業の実施に当たり、この仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式については、市から指示がないものは任意とする。

(1) 実施計画書

ア 受託者は、予め実施計画書を作成し、契約締結後30日以内に市に提出して承認を得なければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に市の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には、次に掲げる事項を記載する。

(ア) 業務実施体制（各業務担当者氏名、役割、連絡体制（緊急時を含む。）等を記載した体制図等）

(イ) 実施スケジュール（月間、年間）

(ウ) その他、業務実施に当たって必要な事項等で市が必要と認める事項

(2) 本事業実施に関する各種報告

受託者は、日報をつけ、それをもとに前月分に関する業務の実施状況を記載した報告書等を作成し、翌月10日までに、市へ提出するものとする。

なお、報告書については、以下の内容を想定しており、その他の必要性が生じた場合は、市から別途指示する。

ア 実施場所、実施日時、参加者氏名及び支援内容（月計）

イ 参加者及びその保護者からの意見苦情等（随時）

ウ 厚生労働省及び関係機関から求められる報告等（随時）

エ その他必要と認められる報告等（随時）

(3) 業務完了報告

受託者は、委託期間の終了後、業務結果についてまとめた事業実績報告書を作成し、事業終了後10日（ただし、休日等の場合は翌営業日）以内に、契約期間全体に係る以下の報告を書面にて行うこととする。

ア 実施場所、実施日時、参加者数、支援内容

イ 高等学校受験者の受験結果

ウ 参加者の学力の変動（参加者に対し、参加前と参加後で状況調査を行う。）

エ 参加者の学力以外の変化（参加者に対し、参加前と参加後で状況調査を行

う。)

オ その他必要と認められる報告等

1.3 経費等について

受託者が本事業の実施に当たり必要となる備品等については、受託者において確保するものとし、市は委託料以外の費用を負担しない。

また、受託者は、本事業における費用負担を支援対象者及びその保護者に求めてはならない。

1.4 業務の適正な実施に関する事項

(1) 信用失墜行為の禁止

受託者は、当該事業の実施に当たり市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(2) 問い合わせ及び苦情対応等

本事業に関する問い合わせについては、原則として市が対応することとする。

ただし、支援対象者と事業従事者間のトラブルへの対応については、原則として受託者の責任において迅速かつ誠実な対応を行うとともに、市に報告する。

また、受託者が単独で対応できない苦情等が発生した場合は、直ちに市に報告し、対応を協議する。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合は、本事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

(4) 個人情報保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本事業を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては別添3「個人情報に係る特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 暴力団の排除

受託者は、本事業を処理するに当たり、暴力団の排除のため、別添2「暴力団の排除に係る特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知り得た秘密を契約の存在期間はいうに及ばず、契約の終了後及び解除後においても、他人に漏洩してはならない。

1.5 その他

(1) 受託者は、本事業の実施に当たっては、労働関係法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

- (2) 本事業の実施に当たっては、市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、市及び受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (3) 本事業から得られたデータ及び成果品は市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (4) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意する。
- (5) 市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしない。
- (6) この要領に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市及び受託者が協議の上、別途定めるものとする。

以上